

大通達甲（備）第1号  
大通達甲（警）第1号  
大通達甲（生）第1号  
大通達甲（刑）第1号  
大通達甲（交）第1号  
令和7年1月23日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

大分県警察災害派遣隊設置要綱の改正について（通達）

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互間の援助については、「大分県警察災害派遣隊設置要綱の制定について」（平成25年4月1日付け大通達甲（備）第2号、（警）第5号、（生）第4号、（刑）第2号、（交）第2号）により対応してきたところであるが、この度、別添のとおり「大分県警察災害派遣隊設置要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備運用課災害対策係）  
（広報課広報係）  
（施設装備課装備係）  
（警務課人事係）  
（厚生課健康管理係）  
（生活安全企画課企画係）  
（刑事企画課企画係）  
（交通企画課企画係）  
（警備企画課企画係）

別添

## 大分県警察災害派遣隊設置要綱

### 1 設置

- (1) 国内において自然現象、事故等により生ずる大規模な被害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、警察災害派遣隊を設置する。
- (2) 警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

### 2 任務

警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体調査及び身元確認の支援
- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (6) 行方不明者等の捜索
- (7) 被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙
- (8) 被災者等の支援
- (9) 警察災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- (10) 前記(1)から(9)までに掲げるもののほか、被災地等を管轄する都道府県警察（以下「被災地警察」という。）の長が特に指示する活動

### 3 即応部隊

#### (1) 部隊及び活動

即応部隊は、次のアからオまでに掲げる部隊をもって編成し、それぞれアからオまでに掲げる活動を行う。

##### ア 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

##### イ 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動

##### ウ 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体調査

エ 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

オ 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他被災地警察の長が指示する活動

(2) 隊員の指定

即応部隊の各隊の隊員は、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定するものとする。

(3) 編成

ア 広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）

本部長は、前記(2)により広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）の隊員に指定した者をもって広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）を編成するものとする。

イ 広域警察航空隊及び緊急災害警備隊

本部長は、前記(2)により広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の隊員に指定した者の中から所要の要員をもって広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を編成するものとする。

(4) 被災地への部隊展開

広域緊急援助隊（警備部隊及び交通部隊）は、必要な道路交通情報の収集を自ら行いつつ、これを被災地警察と共有した上で、迅速な部隊展開を行うものとする。

(5) 自活の原則

即応部隊は、十分な食料、飲料水、テントや寝袋等の自活用装備資機材等を携行し、自活して活動するものとする。

特に、広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）は宿泊所の設営を自ら行うものとする。

また、広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

4 一般部隊

(1) 部隊及び活動

一般部隊は、次のアからクまでに掲げる部隊をもって編成し、それぞれアからクまでに掲げる活動を行う。

ア 特別警備部隊

行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動

イ 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等

ウ 被災者支援部隊

避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理

エ 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら等

オ 特別機動捜査部隊

捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動

カ 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

キ 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

ク 支援対策部隊（応急対策班）

被災地等に派遣される警察災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料・飲料水、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動

(2) 隊員の指定

一般部隊の各隊の隊員は、本部長が指定するものとする。

(3) 編成

本部長は、前記(2)により指定した者をもって、一般部隊の各隊を編成するものとする。

5 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

本部長は、大規模災害発生時に際して迅速に即応部隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、即応部隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等、即応部隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

(2) 隣接・近接県警察の協議

通信が途絶した場合等最悪の事態及び地理的条件等を考慮し、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう管轄区域が隣接し、又は近接する他県警察と連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 関係機関、地方自治体等との連携

本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、地方支分部局、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

#### (4) 教養訓練の徹底

本部長は、即応部隊及び一般部隊の隊員並びに欠員の補充要員に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるとともに、関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図るものとする。

#### (5) 装備資機材の管理等

本部長は、即応部隊及び一般部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊及び一般部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理し、及び管理しておくものとする。

#### 6 警察災害派遣隊の活動状況等に関する広報

警察災害派遣隊は、被災地等における活動状況に関する広報が警察活動や被災状況についての正確な情報発信、被災地等における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを十分認識し、活動状況の映像等による記録、広報部門への提供等を積極的に行うものとする。

#### 7 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、警察災害派遣隊の編成、運用上の留意事項等に関し必要な細目的事項は、主管部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。